

釧路市民球場広告掲載等基準

(趣旨)

第1条 この基準は、釧路市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき制定された広告掲載等基準（以下「掲載等基準」という。）第4条の規定に基づき、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有する釧路市民球場に掲載する広告のデザイン、文案等に関する基準を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 実施要綱第3条第1項別表に掲げる広告事業の対象としない広告の基準各号の主な内容は、次のようなものである。

(1) 意見広告の場合

社会問題についての主義主張を行っているもの又はそのおそれのあるもの

(2) 名刺広告の場合

個人又は法人の名刺広告

(3) 政党・政治団体の広告及び選挙関連の広告の場合

政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(4) 美観風致を損なうおそれのある広告の場合

デザイン等が著しく違和感のあるもの又は意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

(5) 法令等に違反する広告及びそのおそれのある広告の場合

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(6) 公序良俗に反する広告及びそのおそれのある広告の場合

ア とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの

イ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(7) 人権侵害となる広告及びそのおそれのある広告の場合

ア 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

イ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(8) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと教育委員会が認める広告の場合

ア 品位を損なう表現のもの

イ 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの

ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの

オ 占い、運勢判断などに関するもの

カ 通貨及び郵便切手の複写の使用

キ 謝罪、釈明などのもの

ク 尋ね人、養子縁組などのもの

ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

コ たばこに係るもの

サ 興信所、探偵事務所などのもの

シ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は再生の手続中の事業者に関するもの

ス インターネット異性紹介事業を利用して、児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

セ 建設工事等参加者指名停止基準又は競争入札参加資格の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者に関するもの

ソ 違法又は不適當な行為により営業停止、その他の不利益処分を受け

ている者に関するもの

タ 懸賞広告及びクーポン付き広告

チ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して
権威づけようとするもの

ツ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させ
る表現のもの

テ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品
等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

ト 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示がある
もの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

ナ 他人名義の広告

ニ 人材募集広告

ヌ その他社会的に不適切なもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第3条 掲載する広告の表示内容については、次のことに留意するものとする。

(1) 語学教室等

一カ月で確実にマスターできる等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない

(2) 学習塾・予備校等（専門学校を含む）

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示するものとし、この実績は確実な資料に基づかなければならない

(3) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記し、あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表現はしない

イ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのような誤認される表示はしない

(4) 病院、診療所、助産所

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定

の範囲内で表示すること

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない

エ 当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示できない

オ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記し、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない

(5) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体院、エステティック等）の広告掲載はできない

(6) 前2号に定めるもののほか、法令により広告の制限を受けている業種等については、その規定の範囲内で表示すること

(7) 飼育動物の診療施設

獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示すること

(8) 医薬品等は、薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から68条の規定の範囲内での掲載とするが、次のような表示は掲載できない

ア 最大級及びそれに類する表示

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(9) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、以下のような表示は掲載できない

医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示

(10) 弁護士、税理士、公認会計士の掲載内容は、名称、所在地及び一般的

な事業案内等に限定し、以下のような表示をしない

ア 顧問先又は依頼者名（同意書がある場合を除く）

イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

(11) 旅行業

不当表示に注意する

(12) 通信販売業

ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、教育委員会が妥当と判断したもの限り掲載する

イ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 11 条及び第 12 条並びに同法施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）第 8 条から第 11 条に規定する事項を掲載しなければならない

(13) 雑誌、週刊誌等について、以下のものは掲載してはならない

ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの

イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したものの

ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの

エ 有害図書と認められるもの

(14) 映画・興行等

ア 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない

エ 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない

オ ショッキングなデザインは使用しない

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない

(15) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない

(16) 結婚相談所・交際紹介業

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する

(17) 労働組合等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する

(18) 募金

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記する

(19) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等は表示しない

イ 有利さを誤認させるような表示はしない

(20) 北海道中学校体育連盟、北海道高校野球連盟に加盟し釧路市民球場において試合を行う学校の名称は表示できない

(21) その他、表示について注意を要するもの

ア 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること

イ 無料で参加・体験できるもので、費用がかかる場合のものについては、その旨明示すること

(掲載基準の適用)

第4条 前2条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除などを行うことにより、広告を掲載することができるものと認められる場合は、広告主に修正、削除などを求めることができる。

附 則

この基準は、平成29年4月10日から施行する。

附 則（平成30年3月1日決裁）

この基準は、平成30年3月2日から施行する。